

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	危機管理防災課	整理番号	4-4
処分の種類	医療実施の指示			
根拠法令条例等・条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律112号)第85条第2項			
処分の概要	知事は、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に医療を行うべきことを指示することができる。(医師等医療関係者に対する医療の実施の要請が前提)			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (武力攻撃事態等の発生という緊急事態は個々に態様が異なること、また、過去に処分実績がないため、あらかじめ処分基準を設定することは困難)</p> <p>【参考】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第85条第2項 前項の場合において、同項の医療関係者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			